

加古川市福祉バス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の高齢者団体等関係団体の健全な育成発展、市民の生きがいの充実及び福祉の増進を図るため、加古川市福祉バス（以下「福祉バス」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(運行時間、運行範囲及び運休日)

第2条 福祉バスの運行時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

2 運行範囲は、前項に規定する運行時間内に往復できる範囲とする。

3 福祉バスの運休日は、次のとおりとする。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 第2土曜日及び第3日曜日

4 前項の規定にかかわらず、車検時、車両故障時、災害等により運行が不可能と判断した場合及びその他市長が特に必要と認める場合は、運休することができる。

(使用団体)

第3条 この要綱において、福祉バスを使用できる団体は、市内の団体で、次に掲げるものとする。

(1) 高齢者団体

(2) 障がい者団体

(3) 社会教育関係団体

(4) 福祉教育関係団体

(5) 地域団体

(6) その他市長が適当と認める団体

(使用目的)

第4条 福祉バスの使用目的は、次に掲げるものとする。

(1) 研修会等への参加

(2) 施設訪問等の福祉活動

(3) 研修旅行等の教養活動

(4) 他地域団体との交流事業

(5) その他市長が適当と認める事業

(使用可能人員)

第5条 使用可能人員は、15名以上とする。ただし、福祉バスの座席定数を超えてはならない。

(使用可能回数及び使用の制限)

第6条 1団体が1年度内に福祉バスを使用できる回数は、3回までとする。

2 福祉バスを使用した団体は、使用した日の属する月の初日から3カ月を経過しなければ、次の使用をすることができない。

(使用申込)

第7条 使用申込の受付期間は、使用日の属する月の3カ月前（使用団体が第3条第1号に規定する団体については6カ月前とし、同条第2号に規定する団体については12カ月前とする。）の初日（その日が加古川市の休日を定める条例（平成2年加古川市条例第1号）第2条第1項に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日。以下この条において「初日」という。）から使用日の1カ月前とする。

2 各月の初日に、複数の団体から同一使用日の使用申込がある場合は、抽選とする。それ以外の期間については、受付順とする。

3 やむを得ない理由がある場合を除き、使用団体が使用申込の取下げをする場合は、使用申込をした日から14日以内に申し出なければならない。14日を超えて取下げをした場合は使用した回数に含めるものとする。

(使用申請)

第8条 使用団体は、前条に規定する使用申込後から使用日の1カ月前までに加古川市福祉バス使用許可申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 使用団体は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に連絡し、指示を受けなければならない。

(使用許可の決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、審査のうえ使用許可を決定し、加古川市福祉バス使用許可書（様式第2号）を申請団体に交付するものとする。

2 市長は、福祉バスの使用を許可することが不適當であると認めた場合は、使用を許可しないものとする。

(使用料等)

第10条 福祉バスの使用料は、無料とする。ただし、福祉バスの運行に係る通行料金、駐車料金及び燃料費等の実費は、使用した団体が負担するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第3条第2号に規定する団体については、燃料費の実費負担を

免除するものとする。

(免責事項)

第 11 条 第 9 条に規定する使用許可の決定後、やむを得ない理由で福祉バスが運行不能になり、その結果生じた使用団体の損害について、市は一切の責任を負わない。

(使用許可の取消し)

第 12 条 市長は、この要綱に規定する要件に該当しないときは、使用許可を取消することができるものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、福祉バスの運行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による加古川市福祉バス事業実施要綱の第 2 条、第 10 条の規定は、平成 29 年 10 月 1 日から適用し、適用日以前の実施については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。